

靖国神社春季例大祭における首相の真榊奉納、閣僚の参拝に抗議します

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅義偉殿

私ども日本長老教会社会委員会は、安倍晋三内閣総理大臣が、2015年4月21日に靖国神社の春季例大祭に併せて「真榊」（真榊料5万円）を奉納したこと、4月23日に高市早苗総務相、山谷えり子国家公安委員長、有村治子女性活躍担当相が閣僚の立場で靖国神社参拝をしたことに抗議致します。

「真榊」は、祭祀の際に玉串などとして神前に供えられる木であり、神社神道の神祭用具の一つです。1997年4月2日「えひめ玉串料違憲訴訟」では、愛媛県が公金支出した玉串料について、靖国神社という特定の宗教団体に対する援助・助長・促進になるとして、最高裁で憲法20条3項の政教分離と同89条に違反するとの違憲判決が出されています。真榊奉納も同等の神道行事であり、憲法尊重擁護義務を課されている内閣総理大臣が神道行事を行ったことは、日本国憲法第20条政教分離原則への違反行為であり、参拝を見送ったとしても到底許されるものではありません。

また、首相の真榊奉納に対して菅義偉官房長官が、2015年4月21日の記者会見にて「首相の私人としての行動に関する事なので、政府として見解を申し上げない」と述べました。内閣もまた憲法に則った国政を行う義務を課されているゆえに、首相の憲法原則から外れた言動にも共同責任を負っているものであります。公衆の面前で「内閣総理大臣安倍晋三」と記した真榊を奉納したことは、実質「公人」としての立場を掲げているものであるにも拘らず、「私人」という言葉を都合よく用いれば、一切関知外と出来るとすることは、内閣もまた憲法尊重擁護義務を放棄していると言わざるを得ません。ましてや三閣僚の靖国参拝は、1991年1月10日の岩手玉串料違憲訴訟仙台高裁判決においても、1992年2月28日の九州靖国神社公式参拝違憲訴訟福岡高裁判決においても参拝は靖国神社への援助、助長、促進となるとの違憲判決が確定している、言い逃れのできない政教分離原則違反行為です。

このような首相・閣僚の行為は、裁判の判決において違憲状態である以前に、国民に一律に参拝を強制した思想宗教弾圧の負の歴史を全く顧みようとしない深刻な問題です。また、靖国神社は、ただ単に戦争の犠牲者の死を悼むために創られた施設ではなく、天皇の側で戦った皇軍兵士だけを英霊として祭り、皇軍兵士の加害行為によって被害を受けた他国の兵士や市民たちの犠牲を視界から除外する機能を果たしている施設です。まさに靖国神社は、皇軍兵士の死を名誉の死として顕彰すると同時に、日本の侵略行為の加害性を忘れさせ、他国の犠牲を負った人々の痛みを意図的に見ないように仕向けてゆく深刻な機能を今に至るまで果たしています。首相の真榊奉納に対して、中国外務省の報道局長や韓国外務省報道官が抗議したことは、甚大な被害を受けた国として当然の感情であり、靖国参拝や真榊奉納は被害を受けた隣国に対して深い痛みを与える行為です。そのような国内外の人々の痛みを全く理解しようとしぬ言動は、日本の国政を代表とする者として歴史の反省を全く省みない許されない行為です。

首相・閣僚の立場にある者が、参拝や真榊奉納によって靖国神社を援助助長する行為を、以後断じて行わないよう強く求めます。

2015年5月6日

日本長老教会社会委員会

委員長 星出卓也